

## 大津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成30年7月5日(木) 午後2時から午後4時30分まで

### 2 場所

大津家庭裁判所大会議室(本館1階)

### 3 出席者

(家庭裁判所委員会委員) 五十音順・敬称略

大窪功真, 鹿取勇治, 金子隆雄, 西知子, 西川知一郎, 平松紀代子, 藤井弘実, 山本久子, 吉田徳一, 米口慎也

(事務担当者)

浅野和之, 川住久美子, 増田幹生, 大垣直人, 望月玲子, 倉崎俊和, 松本茂太

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から, 前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 委員長の選任

委員の互選により, 大津家庭裁判所委員会委員長に西川知一郎委員を選出した。

#### (3) 委員長代理の指名

委員長において, 金子隆雄委員を委員長代理に指名した。

#### (4) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から, 前回委員会で委員から出された意見を踏まえて, 裁判所が行った取組等について説明した(前回のテーマ: 障害者に対する配慮の取組)。

ア 窓口に, 補聴器や筆談器等準備できる機器の一覧を記載した案内文書を備え置き, 利用しやすい状況を整えたことを説明

イ 利用者が手続を理解できるよう, 家事調停手続の流れについてフロー図を作成し, 受付窓口や各調停室に備え置いたことを説明

#### (5) 利用者アンケートの報告

事務担当者から, 庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて, 平成29年10月から平成30年3月分の内容などを報告した。

ア 回答数は14通である。回答者の性別は男性4人, 女性4人, 未回答6人であり, 年齢は20代から70代までである。

イ 回答者の来庁用件は, 裁判・調停の申立て, 裁判・調停への出席, 裁判傍聴などである。

ウ 裁判所施設について, 利用しやすいとの回答が9通, 利用しにくいとの回答が4通あった。利用しにくい具体的な内容としては, 「2つの階段が似ていてわかりづらい」,

「待ち時間が長い」などである。

エ 裁判所職員の対応については、「丁寧で親切」などの意見がある一方、「言葉が聞き取りづらかった」との意見もあった。

- (6) 意見交換（テーマ「子を巡る紛争の解決に向けた家事調停充実の取組について」）  
事務担当者から、子を巡る紛争の解決に向けた家事調停充実の取組についてパワーポイントを用いて説明後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり。

- (7) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の委員会は、平成31年2月4日（月）午後2時から午後4時30分までとする。

テーマは「少年事件における被害者配慮について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【子を巡る紛争の解決に向けた家事調停充実の取組について】

- 意見交換事項について、随時御意見、御感想を賜りたい。
- 親ガイダンスは、離婚に至る経緯や理由にかかわらず行っているものなのか。
- ▲ 調停は個々の背景事情を把握した上で進めるのが原則であるが、まずは両親に子どもに関する基本的な知識を理解してほしいことから、一般的には、早い段階で当事者双方に親ガイダンスを実施し、その後、個別事情を考慮しながら調停を進めていくことになる。
- 子どもの年齢によって実施方法が変わることもあるのか。
- ▲ 親ガイダンスは子がいる全ての事案において実施しているものではなく、原則として1歳以上10歳未満の子がいる場合に実施している。10歳以上の場合には子の意思を重視することとなるため実施していない。
- この親ガイダンスDVDは、これを親に見せて離婚を回避させることが目的ではなく、離婚することが前提で、親権や養育費、面会交流といった子を巡る紛争を早期に解決することが目的であるのか。また、10歳以上の子については子の意思を重視するとのことであったが、母親が日本人、父親がアメリカ人で母親がアメリカから子を日本に連れ帰ってきた事案において、父親からの子の引き渡しの請求に対し、平成29年11月に一番は子の心情を重視してアメリカに帰さなくてよいとの判断をしたが、平成30年3月に最高裁が子をアメリカに帰すべきだと一番を破棄して差し戻した事案もあり、司法の場において、あやふやな子の心情を確定するのはなかなか難しいのかなという感想をもっている。調停終了後、経済状況や親の再婚などの環境の変化により、子が不安定になることもあると思うが、調停が円満に解決した後の環境の変化に対して家庭裁判所が関与することがあるのかについて伺いたい。
- ▲ まず、親ガイダンスのDVDの目的について、このDVDを親が見て子のために元の鞘に収まるのが理想的ではあるものの、実際はそういった例はほとんどない。たとえ離婚という結果になっても、できるだけ子のダメージを少なくするための手段の一つとして、親にこのDVDを見てもらい、子に関する知識を付与することを目的としている。調停終了後の環境の変化に対する裁判所の関与については、例えば、離婚後、様々な状況の変化等により親権に関する新たな紛争が生じた場合には家庭裁判所に親権者変更の調停申立てがされ、家庭裁判所が関与するケースが考えられる。
- 先程の例以外にも、調停で決めた面会交流のルールについて、その後の環境の変化等があり、面会交流の方法や回数の変更してほしい場合には、再度、面会交流の調停申立てを行い、新たにルールを決め直すことも可能となっている。
- 当事者からすれば、調停で養育費を取り決めても履行されるかどうか心配だと思う。

この点について、家庭裁判所ではどのような手当てを行っているのか。

- ▲ 調停において取り決めた事項は確定判決と同様の効力を持つため、調停事項に反した場合、権利者が義務者に対して強制執行することも可能となる。それ以外にも、費用の掛からない履行勧告という手続があり、その申出がされれば、家庭裁判所から義務者に対して調停事項に沿った履行を行うよう勧告することも可能である。ただし、この手続には強制力はなく、勧告しても任意に履行されない場合には権利者が強制執行手続をとることになる。
- 今、説明いただいた手続については、当事者から申立てをしないと利用することができないのか。先日、児童虐待が社会問題となっているのを受けて、全国知事会が厚労大臣に対して関係機関の連携強化等を提言していたが、離婚後も関係機関と家庭裁判所が連携して支援することも必要と感じたことから質問させていただく。
- ◇ 先程、ハーグ法に関する判例の話が出ていたが、あの判例はハーグ条約に基づいて制定されたハーグ法の解釈に関する特別なケースと考えていただければよい。通常、国内における子を巡る紛争は子の心情を考慮することになるが、おっしゃるとおり、子の心情はあやふやであるところ、家庭裁判所では、家庭裁判所調査官が行動科学の知見を活用しながら子の心情の把握に努め、調停に反映させているところである。
- 家庭裁判所としては、調停で取り決めた事項がきちんと履行されることも含めて、当事者にとって納得性の高いものとなるよう、親ガイダンスDVDの効果的な活用などの工夫に取り組んでいきたいと考えている。こういう工夫をすればより納得性の高い調停となるのではないかとといった観点から委員の皆様にご意見を賜りたいと考えている。
- 親ガイダンスは子にとってすばらしい取組だと感じる。よりよい取組となるよう、俳優を使ってドラマ仕立てにするなど、より人の気持ちを動かすDVDを作成すればよいのではないか。離婚率が上昇している現代において、親が離婚しても子が将来いかにまっすぐに育ち、自立していけるのかを念頭に作成してもらえればと思う。
- ▲ 実写版の方がよりリアリティが深まるというのは貴重な御意見である。数年前に最高裁が当事者への助言のためにドラマ仕立てで作成したDVDがあり、裁判所ウェブサイトから視聴することができる。離婚率が上昇している中で、家庭裁判所がどこまで関与できるのかは難しい問題ではあるが、家庭裁判所としては、親に対して子の利益のためにできることを継続して助言していきたい。
- ◇ 調停では、親が当事者であるが、実は親の紛争で一番ダメージを受けるのは子である。家庭裁判所としては、親ガイダンスによって、親に対し、自分たちの紛争の影で子が傷ついていることにも目を向けてほしいと考えて取り組んでいる。
- ◎ 弁護士としてDV事件を多く扱ってきたが、DV事件は、相談に来られる方は子のために離婚を我慢してきたために精神的に病気になってしまうなど難しいケースが多い。暴力を乗り越えてようやく一步を踏み出して調停を申し立てた人にとって、このDVDを見せるのは酷に感じることもある。親ガイダンスも事案に応じて実施していただければ

よいと思う。また、子に関する意識・価値観の変化について、きれいに整理して説明されていたが、私は調停委員もしているところ、実際の調停では、プレゼンテーションで紹介されているようなケースに当てはまるものばかりではない。理解してほしい当事者ほど、このDVDを見てもらっても理解してもらえないことも多く、家庭裁判所としてもまだまだ試行錯誤しながら有効な活用方法を探っている状況であるという感想である。

▲ 実際の例では紛争性が高いものなど様々なケースがあり、家庭裁判所としても、一律にこのDVDを見せるといった運用はしておらず、まず調停申立てがあれば家庭裁判所調査官等が事案に応じてDVDを見せるかどうかを検討し、裁判官に意見具申している。DV事案であれば、機械的にDVDを見せるということではなく、まずは家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会い、双方の主張を聴くなどして事案や個別事情を見極め、調停委員会に今後の進行を意見具申していくことになる。先程のプレゼンテーションでの子に関する意識・価値観の変化は、一般的な説明をしたものであり、実際の調停の場面ではケースの特性に応じて進行することになる。

○ 先程のプレゼンテーションでは、親に子の福祉をどう理解してもらうかについて、私もアドバイスをしてもらったと感じている。私が仕事に関わるDV事案のケースの場合、母親が不安定になり、子もそれにつられることが多い。また、別居した方の親が、子と同居している親が虐待しているのではないかと主張するなど、子を調停の駆け引きに利用するような面もちらほら見えることがある。子の意思の尊重と子の安全が必ずしも一致しないこともあるし、判断していくのは難しい。このDVDは子のことを考えている親にとってはとてもいいものであるが、精神的に疲弊しているなどして子のことまで考える余裕がない親には難しいとも思える。調停の場においてもこのDVDを取り上げてもらえるとよいと思う。

▲ DV事案の被害者は精神的なエネルギーが低下しており、まずは安全な環境を確保できるよう支援してもらい、精神的なエネルギーを回復していただく調停を進めやすい。

○ 先程のプレゼンテーションのうち、子に対する意識・価値観の変化に関する部分について、面会交流に関する意識・価値観が、以前の「会わせない方がよい」から「子のために会ってやってほしい」に変化しているという点には違和感があった。また、先程の説明において、面会交流の手段として、会うだけではなく電話やメールという方法があると知って驚いた。このような方法もあり得ることを親が知れば、面会交流についてもより考えやすくなると思う。先程、子に対して別居親のイメージを良くすることが大事という説明があったが、それは本当に大事なことだと思う。イメージを高める絵本をリスト化したり、親が子の気持ちに気づくようなワークシートがあればよいのではと思う。

▲ 面会交流の方法としては「面会」として会う場合のほか、「交流」としてそれ以外の手段をとることも多い。事案の特性などに応じて電話やメールの方法により面会交流を実施したり、「面会」の前の第一歩としてこれらの方法を利用することもある。別居親のイメージを高めるための絵本は家庭裁判所にも整備しているが、リスト化やワークシート

の作成までは当庁では取り組んでいないため、今後の参考にさせていただきたい。

- 子の気持ちに寄り添ったDVDはとても効果的だと思う。簡単に親が離婚してしまう現代においては、このようなDVDは夫婦にも見てもらいたいと感じた。
- 家庭裁判所は離婚調停を進めていく立場であることは理解しているが、子のために離婚を踏みとどまらせることも大事であると感じる。簡単に離婚してしまうこの時代において、離婚すれば子が犠牲となってしまう、結果としてその子が結婚してもまた離婚したり、虐待を受けた子が親になり自分の子を虐待してしまうなど、負の連鎖が生じることもある。自己の権利を主張するが義務は果たさない親も多い。調停が成立した後も親が責任をもって義務を果たしているかを見守っていくことも大事かと思う。
- 本日は各委員から貴重な御意見を賜った。当庁としても、本日の御意見を参考にさせていただき、今後も調停手続が納得性の高いものとなるよう取り組んでいきたい。

以 上